

成績評定進級及び卒業に関する規定

— 作業療法学科 —



東京 Y M C A 医療福祉専門学校

2 0 2 5 年 4 月 1 日 発行

作業療法学科
成績評定進級及び卒業に関する規定

(成績評定)

第1条 授業科目（講義、演習、研究、実習。以下「科目」という。）の成績は、当該科目の担当教員が、学科試験、実習成績及び日常の出席状況等により、科目ごとに総合成績として評定する。複数の教員によって行われる科目の成績は、責任者を定め、当該教員が協議して評定する。

(成績評定の義務)

第2条 教員は、前条の規定に基づき、各担当科目の成績評定を行い、その結果を校長に提出するものとする。

(講義及び実習の評価の欠格事項)

第3条 欠席回数が、各学期における各科目の授業回数のうち、講義にあつては3分の1、臨床実習及び臨床作業療法演習にあつては5分の1を越えたものは、当該科目の評価を受けることができない。但し講義に3分の1を超えて欠席した者のうち、やむを得ぬ事由がある者は、その事由を証明できる書類を校長に提出し、それが認められた場合は当該科目の不足分の補講を行い、評価を受けることができる。

2. 遅刻又は早退は、3回をもって欠席1回とし、30分以上の遅刻又は早退は欠席とする。

(試験)

第4条 学期末試験は、試験開始後30分を経過した時は、試験場へ入場することはできない。また試験開始後30分を経過しないと退場できない。

(評定基準)

第5条 各科目の総合成績（見学実習及び臨床実習を除く。）は、100点を満点とし、次表の区分により評定する。

評定基準	
評語	評定区分
A	100点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下

2. 各科目は、C以上を合格とする。

(不正行為)

第6条 試験に関して不正行為のあった者で、学則第33条の規定に基づき、懲戒を受けた場合は、当該科目の評定は不可とする。

(特別試験)

第7条 特別試験は、追試験及び再試験とする。

1. 追試験

公欠扱いの場合、もしくは疾病その他やむを得ない事由により、期末試験を受けることができなかった者で、あらかじめ又は直ちにその事由を証する書類を添えて届け出た場合は、追試験を受験することができる。

追試験の結果は、公欠扱いで受験した場合の評価は、第5条の評定基準に準ずる。

公欠以外の理由による受験の場合は、評価の上限はCとする。

2. 再試験

当該科目の期末試験が60点に達しなかった者は、再試験を申請して受験することができる。

再試験の結果は、60点以上を合格とし、評価の上限はCとする。

3. 特別試験は、同一科目について重ねて申請することはできない。

4. 特別試験の実施に要する費用は、1科目2,000円とし、当該学生の負担とする。ただし、公欠扱いの追試の場合は無料とする。

(特別補講)

第8条 特別補講の実施について以下の通りに規定する。

1. 特別補講となる科目

①科目認定試験で受験資格を有することができなかった科目。

②再試験・追試験で科目認定試験の合格点に至らなかった科目。

③科目認定試験において不正行為をおこなった科目。

*上記①～③に該当する科目が3科目以上の場合は特別補講を受けられない。

2. 実施

①特別補講に該当する者は、指定された日に特別補講受講申請書による申請と受講料の納入(1科目15,000円)をもって受講資格を得る。

②特別補講は、各教科に相当する授業コマ数を実施する。

③特別補講の日時・方法は、事前に掲示する。

3. 評価

①特別補講による評価の上限はCとする。

- ②特別補講においても、合格基準を満たすことができない場合は、別に定める科目認定及び進級・卒業に関する規定に従う。

（臨床実習の参加資格）

第9条 臨床実習の参加資格は、次表のとおりとする。

臨床実習の参加資格	
区分	参加資格
臨床見学実習	第2学年前期において履修すべきすべての科目が履修済又は履修見込であること。
臨床評価実習	第2学年において履修すべきすべての科目が履修済又は履修見込であること。
臨床総合実習	第3学年前期において履修すべきすべての科目が履修済又は履修見込であること。

（臨床実習の評定基準）

第10条 臨床評価実習及び臨床総合実習の成績は、各実習施設における各期について、A、B、C、Dの区分で評定する。

2. 第1条の規定にかかわらず臨床実習の成績は、各実習施設の臨床実習指導者および学内による評定に基づいて、A、B、C、Dの区分で評定する。

3. 臨床実習は、C以上を合格とする。

（臨床作業療法演習、臨床実習の延期及び再実施）

第11条 やむを得ない事由により、所定の実習期間の5分の1を超えて欠席したため、臨床作業療法演習（見学実習）および臨床実習の評定を受けることができなかった者は、その事由を証する書類を添えて、実習期間の延長又は再実施を申請することができる。

2. 前提の規定による実習期間の延長については、当該年度内に所定の日数の実習を終了することが可能であり、かつ実習施設に支障がない場合に限り、これを許可することがある。

3. 前各項の規定による臨床作業療法演習（見学実習）及び臨床実習の成績評定は、前条の評定基準による。

4. 実習期間の延長又は再実施に要する費用は、当該学生の負担とする。

（進級及び卒業）

第12条 各学年所定の授業科目のすべてに合格した者、および当該年度の学納金を完納した者は、進級又は卒業とする。

（再履修免除）

第13条 留年した者又は休学して復学した者は、既に合格している科目について、再履修の免除を申請することができる。

附 則

1. この規定は、2004年4月1日から施行する。
2. この規程は、2006年4月1日から施行する。
3. この規程は、2007年4月1日から施行する。
4. この規程は、2008年4月1日から施行する。
5. この規程は、2012年4月1日から施行する。
6. この規定は、2013年4月1日から施行する。
7. この規定は、2014年4月1日から施行する。
8. この規定は、2017年4月1日から施行する。
9. この規定は、2019年4月1日から施行する。
10. この規定は、2024年4月1日から施行する。
11. この規定は、2025年4月1日から施行する。